

これだけは 知りておきたい! 医療と法

ほとんどの看護職の方々は

日々患者さんを対象に業務を行っていると思います。

ここでは、少し視点を変え、

患者さんという「人」を対象にしているからこそ

皆さまが医療現場で直面し得る

さまざまな問題点を、法的、倫理的見解で

専門家に解説していただきます。



第4回 犯罪被害者の支援

今回は少し趣を変えて、犯罪被害者の問題を取り上げます。

テレビやラジオなどで、AC(エー・シー)ジャパン*の全国被害者支援ネットワークのコマーシャルを見た人もいると思います。「事件は解決しても、被害は解決していない。

事件の報道は終わり、世間は日常に戻った。被害者を置き去りにしたまま」というナレーションです。

この問題を取り上げる理由は、看護師などの医療関係者が、負傷した犯罪被害者の治療に当たることがあるからです。

医療職として「被害者の二次被害」を 起こさないための配慮

多くの場合、犯罪の被害は突然起ります。最初に被害者が接触するのは警察関係者であることが多いのですが、その次は医療関係者です。犯罪被害にあって気が動転している人を支えるのは極めて重要なことです。しかしながら、対応を間違えると、さらに被害者を傷つけることになります。例えば、落ち込んでいる被害者に、「頑張って」と声を掛けるのは、往往にして励ましにはなりません。頑張りたくても頑張れない状況にあるからです。このように、無神経な言動や配慮に欠けた対応によって被害者をさらに傷つけることを「被害者の二次被害」と呼んでいます。

もっとも、医療機関の役割は、被害者の治療であり、犯罪被害者の支援を要請するのは、過度な負担を課すものであるという見方もあります。しかし、被害者の容体が落ち着いたときに、そばにいるのは看護師や医師などの医療関係者ですから、医療関係者に、被害者支援というスタンスやマインドがあるかどうかは、被害者支援にとって重要であるということになります。たとえば、被害者支援に対する理解があれば、上に挙げたような、配慮に欠けた医療関係者の対応による二次被害が発生する機会は減少することが期待できますし、また、医療関係者による適切な励ましや助言などは、傷ついた被害者にとって、力となることは間違ひありません。実際に、国が作成した犯罪被害者等基本計画では、「犯罪被害者支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発の実施」という項目において、「犯罪被害者支援に関わりの深い医療、福祉、教育、法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対して積極的に犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性等に関する広報啓発を実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る」とされているところです。

犯罪被害者支援の現状と看護職への期待

そして、学問としても、法看護(Forensic Nurse)学というものが存在しています。海外では、1992年に国際フォレンジック看護協会が設立され、暴力の実態把握と予防、その被害者支援などに取り組んできています。日本においても、2014年に日本フォレンジック看護学会が設立されました。日本の看護教育においては、法律に関して、「関係法規」という科目が置かれていますが、その内容は、保健師助産師看護師法などの医療に関する法規が中心であり、犯罪被害者支援に関する言及は見られません。とはいえ、たとえば、埼玉県警察は、被害者支援講義(看護学校対象)を提供していますし、看護学校の中には、犯罪被害者の「命のメッセージ展」を開催したところも存在しています。今後は、このような取り組みを広げていくべきでしょう。

また、看護師にとっては、高学歴化や専門化という観点からも、犯罪被害者支援は重要なテーマであると思います。ご存知のように、看護系の大学は増加しており、看護師国家試験合格者に占める学士課程修了者は全体の3割を超えており、その先に見えるのは、アメリカ合衆国の例を見ても分かるように、高学歴化と専門化だと思います。被害者支援の場合も、既に、SANE(Sexual Assault Nurse Examiner : 性暴力被害者支援看護職)というものがあります。40時間の教育を受けた後に、この資格を得た人は、性暴力の被害者の意思に応じて、告訴などの法的措置に備えて、証拠を収集し、記録することなどに当たります。2016年春現在、337名の修了生が全国で活躍しています(<https://shienkyo.com/sane/>)。また、このような訓練を受けた看護師は、当然のことですが、前述の二次被害を避けることも学んでいます。性暴力の被害者については、地方自治体で、ワンストップ支援センターを設置するところも増加していますし、今年の春には、刑法の性犯罪規定が改正されるなど、大きな変

化が起きているところなので、SANEの活躍する場面は、今後広がることが予想されます。

残念なことに、犯罪被害者支援は、まだ広く世間に知られるところとはなっていません。高校までに、学校教育の中で、犯罪被害者支援について学ぶことは、ほとんどないというのが現状です。犯罪の加害者に対しては、以前から、被疑者・被告人の人権を守るために、さまざまな工夫が行われているのですが、犯罪の被害者の支援は、最近になって、少しづつ改善が図られているというのが実態です。2004年に制定された犯罪被害者基本法3条は、「すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と定めており、国も支援策の充実を図っているのですが、遺憾ながら、満足のいくものには程遠いところに止まっています。基本法では、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない」(6条)として、国民の責務も定めています。中でも、先に述べたような理由から、看護師などの医療関係者による犯罪被害者支援の充実を図ることが期待されているのです。

※公益社団法人 AC ジャパン(Advertising Council Japan)とは、さまざまなメディアを通じた公共広告により啓発活動を行っている公益社団法人。
HP <https://www.ad-c.or.jp/>



法の豆知識を 身につけよう!

「法」の文字がついただけで少し腰が引けてしまう人は多いかもしれません。しかしながら、特に近年は医療現場で医療職個人が訴訟対象となることも多く、知識としてもついたほうがよい法関連の事柄も多いと考えます。ここではそうした事柄をやさしく解説していただきます。

第3回

被害者学と被害者支援

刑法は、刑法や刑事訴訟法、犯罪学、刑事政策などの科目で構成されていますが、その中で新しいのが被害者学です。第二次世界大戦後もなく、犯罪を予防するためには、被害者の特性を知る必要があるということで、このような学問が始まりました。しかし、詐欺の被害者が「高齢のだまされやすい人」であるという調査結果が変に使われると、「だまされた人が悪い」ということになります。そこで、このような研究に加えて、被害者支援の研究が進められるようになりました。現在では、都道府県警察に被害者支援室が設置されていますし、民間のボランティア団体である「犯罪被害者支援センター」もすべての都道府県に置かれています。また、DV、児童虐待、ストーカーの被害者に対する支援も行われています。性暴力の被害者については、本文で紹介したよう

に、ワンストップ支援センターを設置する地方自治体が増加しています。このように、わが国の犯罪被害者支援は、ここ数十年で、飛躍的な改善が図られたのですが、まだまだ課題は山積しています。たとえば、犯罪被害者支援については、きめ細かな途切れることのない支援が要請されています。関係する諸機関の連携も必要ですし、「いつでも、どこでも、誰でも」同様の支援を受けることができなければなりません。犯罪被害者を社会全体で支えるために、その前提として、犯罪被害者を温かく支える地域社会をつくることが望まれます。犯罪被害者に寄り添うという姿勢も重要です。要するに、この問題は、現代社会におけるヒューマニズムの質を問うものであるという見方もあるように、これからも真剣に取り組んでいかなければならぬ大きな課題なのです。



アドバイザー

川本哲郎

(かわもとてつろう)

同志社大学法學部・法學研究科教授

中央大学法學部卒業。同志社大学法學研究博士前期課程修了、同博士後期課程退学。法學修士(同志社大学)。京都學園大學法學部専任講師、助教授、教授、京都産業大學大學院法務研究科教授を経て現職。